

保護者のみなさまへ

岸和田市教育委員会
岸和田市立東葛城小学校
校長 笠川 智香

学校給食における食物アレルギーの対応について

日頃は、学校給食にご理解、ご協力をいただきありがとうございます。

特定の食品を食べたときに症状が起こる食物アレルギーは、どの年齢でも見られるアレルギー疾患のひとつですが、本市においても、年々、食物アレルギーをもつ児童生徒が増加しています。

学校給食における食物アレルギー対応について、最優先されるべきは、「安全性」であると考えています。これまで、集団給食の制約がある中、可能な範囲で、原因食品を限定せず「除去」または「除去食」の対応をさせていただいておりましたが、平成28年4月より除去対応食品を限定し、原因食品の完全除去で対応させていただきます。詳細については、市ホームページの「学校給食における食物アレルギー対応ガイドライン」をご覧ください。

また、学校給食の食物アレルギー対応に際し、医師の診断・指導にもとづき、保護者と連携を取りながら進めることは、児童生徒の成長や健康につながるもので、重要なことと考え、医師の診断による「岸和田市学校生活管理指導表」の提出を必須としております。

つきましては、下記の要領で進めていきますので、ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

記

1 申請について

学校給食における配慮や管理を希望される場合は、次の書類を添えて申請してください。

- ①「岸和田市学校給食における除去食・給食停止申請書」【様式1】 ⇒保護者が記入してください。
②「岸和田市学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」【様式2】 ⇒医師の診断を受け記入捺印して
もらってください。

平成 28 年 1 月 末 日までに 学校へ提出してください。

*「②岸和田市学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）【様式2】」の文書料や検査料が発生する場合は、保護者負担をお願いします。

*成長にともなって食物アレルギーの状況も変化します。①と②は進級時に、状況に変化がない場合も必ず提出してください。また年度途中に変更が生じた場合は、その都度、「①岸和田市学校給食における除去食・給食停止申請書【様式1】」と「②岸和田市学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）【様式2】」を提出してください。

*なお、書類の提出がない場合は、学校給食における食物アレルギー対応はできません。

*必要な提出書類については、市ホームページよりダウンロードできます。

（学校にも用意しています。担任までご連絡ください。）

2 対応について

○給食においては、「安全性」確保のために、従来の多段階対応を行わず、原因食物の「**完全除去対応**」を原則とし対応します。

【参考】「乳」アレルギーにおける例

従来の多段階対応…食べられる程度に合わせて、対応する。



- ①完全除去 ②少量可 ③加工食品可 ④牛乳を利用した料理可 ⑤飲用牛乳のみ停止など

完全除去対応…「乳」を含む全ての食品を完全除去し、「除去」または「除去食」を提供する。

○対応する原因食物は、「そば・落花生(ピーナッツ)・卵・乳・小麦・えび・かに」とします。なお、「そば・落花生・かに」を含む食品と、生卵は学校給食には使用しません。

○下記（１）（２）に該当する場合は安全な給食提供は困難であり、弁当対応を考慮します。

（１）極微量で反応が誘発される可能性がある等の場合

（ア）調味料・だし・添加物の除去が必要

原因食物	除去する必要のない調味料・だし・添加物等
鶏卵	卵殻カルシウム
牛乳	乳糖・乳清焼成カルシウム
小麦	しょうゆ・酢・みそ
大豆	大豆油・しょうゆ・みそ
ゴマ	ゴマ油
魚類	かつおだし・いりこだし・魚しょう
肉類	エキス

名称：肉だんご

原材料名：豚肉、ゼラチン、食塩、砂糖、しょうゆ（小麦を含む）、
香辛料（小麦を含む）、酵母エキス、調味料（アミノ酸、核酸）

【小麦の例】

このような表示であれば、特に医師の指示がない限り、基本的に除去する必要はない。

（イ）加工食品の原材料の欄外表記（注意喚起表示）の表示がある場合についても除去指示がある。

(注意喚起例)
○同一工場、製造ライン使用によるもの 「本品製造工場では○○(特定原材料等の名称)を含む製品を製造しています。」
○原材料の採取方法によるもの 「本製品で使用しているしらすは、えび、かにが混ざる漁法で採取しています。」
○えび、かにを捕食していることによるもの 「本製品(かまぼこ)で使用しているイトヨリダイは、えび、かにを食べています。」

（ウ）多品目の食物除去が必要

（エ）食器や調理器具の共用ができない

（オ）油の共用ができない（揚げ油の再使用含む）

（カ）その他、上記に類似した学校給食で対応が困難と考えられる状況

（２）施設の整備状況や人員等の体制が整っていない場合

※単にエビペン®所持であるとか、アナフィラキシーやアナフィラキシーショックの既往があるだけで一律に弁当対応にすることはありません。

※（ア）～（カ）に該当する場合、主治医にそこまでの対応が必要であるか改めて確認をとってください。

○日々の食物アレルギー対応については、毎月学校から配布する「学校給食アレルギー表示こんだて表」においてご確認ください。保護者の責任において、「学校給食アレルギー表示こんだて表」に記載されたアレルギー情報をもとに、お子さまが食べられない献立名に「×」をつけ、学校へご提出ください。学校は、提出された個人別のアレルギー表示こんだて表のとおり、配食します。

○小学校給食における除去食は、集団給食の制約がある中、複数の除去食調理に対応するために、やむをえず、お子さまのアレルゲン以外の食品も一緒に除去する場合がありますが、ご了承ください。

○学校給食で除去食対応ができない時など、お子さまが食べられない料理がある日は、その料理の代わりにするおかず等をご持参いただいてもかまいません。給食までの保管については、原則、教室での保管となります。

3 給食費について

パン、ごはん、飲用牛乳については、除去による給食費の返金があります。加えて、多品目の食物除去が必要な場合など、その日の給食を全て食べない場合は、1食分の給食費を返金します。

4 申請の解除について

年度途中で、学校給食における食物アレルギー対応の必要がなくなった場合は、「岸和田市学校給食おける除去食申請の解除届【様式 3】」を提出してください。

5 その他

○給食での除去や除去食により、成長期に必要な栄養素が不足することがありますので、ご家庭での食事で補えるようご配慮をお願いします。

○食物アレルギーの解除に向けて、医師の診断（指示）のもと、ご家庭で原因食物を食べ始める時は、登校前に食べることは避けてください。

その他、わからないことや心配なことは遠慮なく、学校にご相談ください。

（電話：446-1169）